

原産品申告書兼明細書  
(経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定)

1. 輸出者又は生産者の氏名又は名称及び住所 [ ] CO., LTD. 3707, XYZ ROAD, CAIRNS, AUSTRALIA	
2. 仕入書の番号及び日付並びに積送される貨物を確認するための情報(判明している場合) Invoice No. [ ], 2018.01.18 B/L No. [ ]	
No. 1	3. 製品の概要 品名、包装の個数及び種類、包装の記号及び番号、重量及び数量 男子用パンツ (スタイル番号 [ ] )、 50pcs × 500 箱、N/W 5,000kg、G/W 7,500kg [ ] (IN DIA) C/T No:#1-500
	4. 関税分類番号 (6 桁、HS 2012) [ ] 資料 2 参照 該当する基準すべてに✓
	5. 適用する原産性の基準 [ <input type="checkbox"/> WO <input type="checkbox"/> PE <input type="checkbox"/> PSR ( <input type="checkbox"/> CTC・ <input type="checkbox"/> VA・ <input type="checkbox"/> SP・ <input type="checkbox"/> DMI・ <input type="checkbox"/> ACU) ]
	6. 上記 5. で適用した原産性の基準を満たすことの説明 ＜原材料＞ [ ] どの国の原産材料又は非原産材料か? ④細幅織物(第 58.06 項) [ ] ③編物(第 60.05 項)、⑨ラベル(第 58.07 項) [ ] ①編物(第 60.01 項)、②編物(第 60.04 項)、⑤不織布(第 56.03 項)、 ⑥縫糸(第 54.01 項)、⑦ボタン(第 96.06 項)、⑧ファスナー(第 96.07 項)
	＜製造工程＞ 豪州ケアンズ内の輸出者工場にて以下の工程を経て製品を生産する。 上記材料①～⑥を [ ] を経て、 ⑦～⑨を [ ]、

